

成年後見制度

市町村長申立ての手引き

平成21年8月

大阪成年後見制度研究会

はじめに

平成12年4月に新しい成年後見制度が施行されました。

この制度は認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった方の自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と本人保護の理念を調和させつつ、財産管理や身上監護を通して本人の保護を図ろうとするものです。

しかしながら、施行後9年間で、この制度の利用者は全国で15万人程度にとどまっています。

成年後見制度利用の必要性があっても、身寄りがなかったり、親族があっても関係が希薄であったり、親族による財産等の侵害があるといった問題がある場合には親族による申立ては期待できません。新しい成年後見制度においては、成年後見等開始の審判申立権が市町村長にも付与されており、全国における市町村長による申立ては年々増加しているというものの、十分すすんでいるとは言えない実状があります。大阪府内においてもこの制度への取り組みは、各市町村において様々であるのが現状です。

こうした状況を踏まえ、市町村長による成年後見等開始の審判申立てに少しでもお役に立つことができればとの思いから、本手引きの作成を企画し、大阪府地域福祉課、大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」、大阪後見支援センター、社団法人大阪社会福祉士会、社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（大阪司法書士会）をメンバーとする本研究会において検討を重ね、平成16年3月に初版を発行いたしました。法施行から9年が経過し、その間、法改正や新たな通達等が出されたこととともない、今回、部分的な改訂を行いました。この手引きが市町村関係者の方々にとってより活用しやすいものとなり、市町村長による申立てがすすむことにより、判断能力の不十分な方々の権利擁護を図るための一助になることを願います。

平成21年8月

大阪成年後見制度研究会

この手引きは、平成16年3月に発行したものを、その後の法改正や通達にともない、平成21年8月に改訂したものです。

目 次

第1章 成年後見制度と市町村長申立ての意義と根拠

1. 現行制度の概要	1
1) 成年後見制度とは	1
2) 現行の成年後見制度の経緯	1
(1) 法定後見制度の概要	3
(2) 任意後見制度の概要	5
2. 市町村長申立て	6

第2章 市町村長申立ての実務

1. 成年後見制度（市町村長）申立てに関する相談	11
2. 事例の検討	11
3. 市町村による調査と検討	12
(1) 申立てに必要な理由の把握	13
(2) 本人の判断能力	13
(3) 本人の資産状況の調査（把握可能な範囲）	15
(4) 親族調査（戸籍調査及び調整）	15
(5) 後見登記の有無の確認	19
(6) 成年後見人等候補者の検討	19
4. 市町村長申立ての決定	20
5. 申立て	20
(1) 申立てに必要な書類	20
(2) 申立て費用	22
(3) 申立て費用を本人に求償したい場合（費用負担命令）	22
(4) 審判前の保全処分等	24
6. 後見開始等の審判	28
(1) 審判の概要	28

(2) 後見開始等の審判	29
(3) 即時抗告と審判の確定	30
7. 法定後見の開始	31

第3章 成年後見制度に関連する制度

1. 成年後見制度利用支援事業	33
2. 措 置	34
(1) 老人福祉法における措置	34
(2) 障害者自立支援制度における措置	36
3. 地域における成年後見制度の活用	38

第4章 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)と 成年後見制度

1. 日常生活自立支援事業の概要	41
2. 成年後見制度への移行の契機	42
3. 成年後見人等との契約	43

第5章 資 料

1. 後見（保佐・補助）開始申立書	46
2. 申立書付票	52
3. 登記されていないことの証明申請書	55
4. 成年後見制度「市町村長申立てにかかる相談について」(案内文)	57

第6章 Q&A 集	59
-----------	----